



JBS フラッシュニュース

2020年9月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

今月号の内容

各位

インドではコロナ感染者数は9月末時点で既に600万人を突破しました。一時10万人を超える勢いであった一日当たりの感染者数は8万人前後で推移していますが、インド南部の州等では引き続き感染者数の増加がみられます。政府はアンロック5.0を発表し、映画館の営業再開等についても発表され、コロナ後のNew Lifeに向けて経済活動の再開に取り組んでいます。また税務分野では、GSTの電子インボイスの導入、物品の販売に対する徴税(TCS)、税関での原産地ルールに関する新たな規定(CAROTAR)等多くの動きがありました。詳細はフラッシュニュースをご高覧ください。

今回のトピックは以下の通りです。

1. インド政府は、MEISインセンティブの終了を通達
2. 關税と間接税の当局(CBIC)は2020年10月31日までに全インドで税關における対面不要の調査を開始
3. インド政府は、直接税に関する対面不要の裁判(電子裁判)スキームを発表
4. 2018-19年度のGST年次申告書の提出期限は2020年10月31日まで延長
5. インド間接税当局はEインボイスの適用を緩和し、GSTのB2Cインボイスに関するQRコードの適用を延期
6. 直接税当局(CBDT)はTCSの徴収規定について明確化

1. インド政府は、MEISインセンティブの終了を通達

2 September 2020

本タックスアラートは、Merchandise Exports from India Scheme (MEIS) の下で輸出者が入手できるインセンティブが2020年9月から12月までの期間に制限され、2021年1月1日付でインセンティブが撤回されることに関する、Directorate General of Foreign Trade (DGFT) による通達 [1] をまとめたものです。

通達によれば、2020年9月1日から12月31日までに行われる輸出に対するMEISインセンティブは、輸出入コード (IEC) 1件に対して2千万ルピーを超えてはならない。またこの制限は、船荷証券のLet Export Order (LEO) 日付を基準として適用されるとしています。

さらに、通達ではIECを保有する事業者は、以下の場合には、2020年9月1日以降になされる輸出に対するMEISインセンティブを請求することは不可としています。

- 2019年9月1日から2020年8月31日までの期間に、LEO 日付での輸出は行われていない。
- 2020年9月1日以降に新たなIECが取得される。

尚、上述の上限金額については、スキームに基いて2020年9月から12月までのインセンティブ総額が政府が規定する配分額の500億ルピーを超えないようにするために、さらなる下方修正が行われる可能性があります。

また、MEISインセンティブは、2021年1月1日からの輸出には適用されませんが、DGFTはすでにMEISを代替するスキームとして製品輸出の税に関する減免スキーム (RoDTEP) を段階的に導入することを発表しています [2]。

[1] Notification No. 30/2015-2020 dated 1 September 2020

[2] Trade Notice No. 3/2020-21 dated 15 April 2020

詳細はアラートを参照願います。

2. **関税と間接税の当局(CBIC)は2020年10月31日までに全インドで税関における対面不要の調査を開始**

10 September 2020

本アラートは、CBICが発行した2020年10月31日までにインドのすべての港での輸入に関して対面不要の調査を実施する通達についてまとめています。

通達の主な内容は以下です。

- 対面不要の調査を遂行すべくNational Assessment Centres (NACs)が設置される。NACは1975年関税タリ法に基いて11のNACが商品別に設置される。
- NACは、すべての通関のアセスメントが適宜行われて、輸入申告書(BOE)が遅れたりしないように遅滞なく業務を行う必要がある。NACの責任は、アセスメント実務のモニタリング、コンプライアンスの実施状況、アセスメントで否認された内容の精査等である。
- NACが効率的に役割を遂行できるよう、様々な措置が合わせて規定されている。これはコミッショナーがインド各地域に分散していることによる。
- 税関コミッショナーへの上訴は、対面不要の調査の形式で行われた場合であっても、管轄地域のコミッショナーは管轄内での上訴を受理する権限を有する。

詳細はアラートを参照願います。

3. インド政府は、直接税に関する対面不要の裁判(電子裁判)スキームを発表

26 September 2020

本アラートは、インド政府による2020年9月25日付の通達 No. 76, 77 を通じて行われた、所得税法に基づくコ ミッショナーに対する不服申立て(CITA)を対面不要(Faceless)で行うための対面不要の裁判スキーム2020 (FAS:Faceless Appeal Scheme)をまとめています。

FASは、納税者と税務当局とCITAとの実際の接触をなくし、税務当局の人的リソースを最大限に活用することにより、効率性、透明性および説明責任を向上させることを意図しています。FASは、納税者と税務当局とCITAとの間の情報伝達のためのテクノロジーの利用と、既存の対面での交流および特定の調査官による手続きに代わるチームを主体にする不服申し立てプロセスを活用することにより、不服申し立て手続きを行う段階的なプロセスを含みます。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

4. 2018-19年度のGST年次申告書の提出期限は2020年10月31日まで延長

30 September 2020

本タックスアラートは、関税と間接税当局(CBIC)がGSTに関して発行した最近の通達 [1]をまとめています。通達によれば、FY2018-19における様式GSTR-9の年次申告書および様式GSTR-9Cの照合表の提出期限は2020年10月31日まで1ヶ月延長されました。従来の期限は、2020年9月30日とされていたものです。この延長は、納税者に対する救済措置であり、税務コンプライアンスの促進に役立つことが期待されます。

[1] Notification No. 69/2020 dated 30 September 2020

5. インド間接税当局はEインボイスの適用を緩和し、GSTのB2Cインボイスに関するQRコードの適用を延期

1 October 2020

本タックスアラートは、間接税当局(CBIC)が発行した最近の通達とプレスリリース [1] をまとめたものです。主な変更点は以下です。

- 請求書参照番号(IRN)を取得することなく2020年10月中に発行された請求書は、もし請求書に対するIRNが請求書の日付から30日以内に取得された場合は、有効と見なされる。尚、この場合のペナルティは免除されるものとする。
- 未登録者(B2Cインボイス)に対して発行されるインボイスに関するQRコードは、2020年12月1日まで延期される。
- FY2017-18年度以降のいずれかの会計年度における売上高が50億ルピーを超えた場合、B2B取引に対するEインボイスの発行またはB2C取引に対する請求書のQRコードを発行することが義務付けられる。
- 輸出取引にはEインボイスが必要である。従来は、登録された事業者に対する物品の供給またはサービスの提供に対してのみ必要とされていた。
- 2017年CGST法は以下の通り修正される
 - 登録事業者がEインボイスを発行する必要がある場合、請求書には、QRコード(IRNを埋め込んだ)を記載するものとする。
 - コミッショナーは、ある条件及び制限が特定される場合、一定の期間Eインボイスの発行を免除することができる。
 - 適切な役員(Proper officer)による確認のために、QRコード(およびIRN内蔵)の請求書は、その請求書の現物コピーに代えて電子的に作成することができる。

[1] Notification No. 70/2020-Central tax, 71/2020-Central tax, 72/2020-Central tax and press release dated 30 September 2020

6. 直接税当局(CBDT)はTCSの徴収規定について明確化

1 October 2020

本タックスアラートは、直接税当局(CBDT)[1]が2020年9月30日付で公表した、物品の販売に関する源泉徴収(TCS)に関する課税規定の適用についての疑問点に関する最近のプレスリリースをまとめています。尚、TCSは2020年10月1日から施行されます。

税収の拡大に向けての措置として、2020年財政法(FA2020)は、一定の閾値・除外を条件として、年間5百万ルピーを超える物品販売に関して売り手による0.1%の税率での税の徴収(TCS)を行うように規定を拡充しました。CBDTは、プレスリリースにてTCS規定に関して以下の補足を行っています。

- TCS規定は、売り手の前年度の売上高が1億ルピーを超える場合のみ適用される。
- 500万ルピーの閾値は、買い手ごとに計算される。
- TCSは2020年10月1日以降の販売対価の受領時のみと対象となる。
- 物品の販売に関し、2020年4月1日以降に受け取る金額は、税務年度2020-21年度用の閾値500万ルピー算出の限定された目的のために含まれる。

本プレスリリースは、TCS規定の対象となる納税者に対して、関連する必要情報を提しています。プレスリリースは、新しいTCSの規定に関し特定のメディアがもたらした誤解を一掃します。プレスリリースはTCS規定が売り手および買い手のいずれにとっても負担とならないことを説明しています。これは、税率が最小であり、適用の閾値も高いことによります。コンプライアンスの負担は、すでに源泉徴収や他のTCSコンプライアンスを行う事業者が対象です。それにもかかわらず、業界の観点では、新たに導入されるTCSは、COVID-19のパンデミックによって生じた事業制約の中で、異なる種類の支払いまたは受取に対して、既存の源泉徴収/TCSコンプライアンスに上乗せされること、さらにTCS規定は、GSTやVATなどの間接税の徴収と関連することで、取引の情報が間接税当局と直接税当局の間で共有されることが懸念されます。産業界は、新しいTCSに関する多くの問題についての明確化を得るために、またインド政府が税収拡大を行う一方、納税者のコンプライアンス負担を軽減するためにもCBDTと引き続き議論を行うことが重要です。

[1] Apex direct tax administrative tax body in India

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。